

足立区江北多目的運動場条例（素案）の概要

1 制定に向けた背景

- (1) (仮称) 足立区江北多目的運動場は、高野小学校跡地を効果的に活用し、江北エリアデザインのテーマである「健康」を推進する拠点の一つとして位置づけられました。本施設の整備にあたっては、高野小学校跡地と上沼田東公園及びその東側創出用地を対象とする「江北エリアのスポーツ施設整備・運用方針」を踏まえ検討を進めました。
- (2) 本施設の基本計画策定に向けた区民アンケート調査では、「サッカー」、「フットサル」、「ウォーキング・ランニング」、などが多く挙げられました。また、管理棟やその周辺に欲しい機能・設備として「日除け、休憩スペース」、「防災機能設備」、「ナイター照明」などが要望されました。
- (3) これらの背景を踏まえ、本条例は、高野小学校跡地に設置される（仮称）足立区江北多目的運動場を通じて、区民の健康と体力の増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興と、地域住民の福祉向上に寄与することを目的として制定されるものです。

2 条例の特徴

本条例は、高野小学校跡地に設置される（仮称）足立区江北多目的運動場の設置、管理及び運営に関する基本事項を定める条例です。令和4年3月に策定した高野小学校跡地スポーツ施設基本計画に基づき整備された施設の名称、位置、管理方法、使用に関する事項等を定め、区民の健康と体力の増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興と、地域住民の福祉向上に寄与することを目的とします。

3 条例で定める主な事項

- (1) 目的
- (2) 名称及び位置
- (3) 施設（多目的広場、多目的室、ウォーキングコース等）
- (4) 休場日（年末年始等）
- (5) 開場時間
- (6) 使用料
- (7) 施設の使用に係る手続き
- (8) 指定管理者による管理

4 制定後の条例運用

- (1) 令和8年4月1日の施行を予定しています。
- (2) 開設後の施設運営については、利用者や近隣住民のご意見を聞きながら、柔軟に対応していきます。
- (3) 条例で定めた名称のほか、公募を行い決定した施設の愛称名を使用し、幅広い区民の方が気軽に運動できる施設となることを目指します。